

平成30年度登録林業経営体の登録手続きの概要

1 登録の対象

県内に事業所があり、かつ、県内で造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う林業経営体で、鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領及び運用（以下「実施要領」という。）に基づく登録を希望する林業経営体

2 登録の申請

(1) 受付期間

平成31年2月22日（金）から平成31年3月15日（金）

※上記受付期間後も随時、申請の受付を行います。

(2) 受付場所

貴社を管轄する各地域振興局・支庁林務水産課林務係及び屋久島事務所農林普及課林務係

(3) 提出書類

鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表の申請に必要な書類一覧のとおり

(4) 提出部数

各2部（他の機関から発行されるものについては、1部は写しで可）

(5) 登録通知

県のホームページでの公表をもって通知に代えさせていただきます。

3 登録の実施

(1) 登録林業経営体名簿への登録

実施要領の登録基準に適合すると認めるときは、申請に基づき登録林業経営体名簿に登録

(2) 有効期間

ア 定期申請（毎年1月4日から同月31日まで）の場合

同年4月1日から4年を経過する日の属する年度の末日まで（5年間）

イ 随時申請の場合

登録された日から4年を経過する日の属する年度の末日まで（概ね5年間）

ウ 有効期間が満了する年の1月31日までに再登録申請を行い、更新を受けなければ、その効力を失います。

4 変更の届出

(1) 基本情報（事務所の所在地等）に変更があった場合は、その都度、変更届を速やかに提出

(2) 基本情報以外の情報については、変更の必要な内容の変更届を遅滞なく提出

5 登録林業経営体名簿の公表

登録林業経営体名簿は県のホームページ等において公表

なお、公表内容は、年4回（1、4、7、10月）更新

6 登録の取消

実施要領の「8 登録の取消」に該当するときは、登録を取り消すことがあります。

※様式は、県のホームページから取り寄せてください。

（ホーム > 産業・労働 > 林業・水産業 > 林業 > 育成・普及）

鹿児島県林業経営体に関する情報の登録・公表の申請に必要な書類一覧

要領 4 の(2)	申請書類		林業経営体		認定林業 事業体の 省略規定	チェック
			法人	個人		
一	林業経営体名簿への登録申請書（様式1）		○	○	不可	
一	林業経営体名簿への登録申請書（様式2）		○	○	不可	
ア	登記事項証明書		○		可	
	住民票			○	可	
イ	納税証明書	法人税，消費税及び地方消費税 （その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）	○		可	
		県税	○	○	可	
		法人市町村民税	○		可	
		申告所得税		○	可	
		市町村県民税		○	可	
ウ	雇用に関して交付している文書の様式		○	○	可	
エ	社会・労働 保険等への 加入状況が 確認できる 書類	直近の「労働保険概算・確定保険料申告書 継続事業（一括有期事業を含む。）（事業 主控）」の写し又は労働者災害補償保険加入 証書・事業別被保険者台帳照会の写し	○	○	可	
		直近の「健康保険/厚生年金保険被保険者報 酬月額算定基礎届総括表」の写し又は被保険 者標準報酬決定通知書の写し	○	○	可	
		直近の「労災保険率決定通知書」の写し（メ リット制適用の場合に限る）	○	○	可	
		退職金共済手帳写し	○	○	可	
オ	就業規則の写し（制定している場合）		○	○	可	
カ	直近3か年の貸借対照表及び損益計算書の写し		○		可	
	直近3か年の青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書の写し			○	可	
キ	林業機械保有台数内訳表（様式3）		○	○	不可	
	保有林業機械の売買契約書，リース契約書等の写し		○	○	可	
ク	技術者・技能者名簿（様式4）		○	○	不可	
ケ	技術者・技能者が確認できる書類 （技術者・技能者の認定証，検定・試験の合格証，講習 修了証等の写し）		○	○	可	
コ	事業実績を証する書類（請負契約書等の写し）		○	○	可	
サ	行動規範を遵守することを証する書類		○	○	不可	
シ	安全対策の取組状況，地域への貢献，表彰実績等に関す る情報が確認できる書類の写し ※取組が確認できる記録簿，活動状況写真1枚以上又は新聞記事又は 記載されたホームページ，表彰状等（書類は写し） ※林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部への加入の確認書 類は除く。		○	○	不可	
ス	再造林計画・実績管理表（様式11-1, 11-2）		○	○	不可	
	再造林に関する連携協定がある場合はその写し		○	○	不可	

※○は申請に必要な書類（ただし，該当が無い場合は添付の必要はない。）

※認定林業事業体とは，「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき知事の認定を受けた事業体

<お問い合わせ先>

○県庁森林経営課担い手育成係 代表：099-286-2111（内線3359）直通：099-286-3357

○地域振興局等

名 称		所 在 地	電話番号
鹿児島地域振興局	林務水産課林務係	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56	099-805-7297
南薩地域振興局	林務水産課林務係	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1335
北薩地域振興局	林務水産課林務係	〒895-8503 薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5509
始良・伊佐地域振興局	林務水産課 林務水産係	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12	0995-63-8159
大隅地域振興局	林務水産課 林務第二係	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2162
熊毛支庁	林務水産課林務係	〒891-3192 西之表市西之表7590	0997-22-1133
屋久島事務所	農林普及課林務係	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2253
大島支庁	林務水産課林務係	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7285